

習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

## 第7期習志野市障がい福祉計画

## 第3期習志野市障がい児福祉計画

【 令和6年度～令和8年度 実施計画 】



習志野市イメージキャラクター  
「ナラシド♪」

令和6年3月

習志野市



## ◇ 目 次 ◇

### 第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の背景	2
1-2. 障害福祉計画・障害児福祉計画とは	2
1-3. 習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画とは	2
1-4. 計画の位置づけ	3
1-5. 計画の期間	3
1-6. 計画の基本方針等	4
1-7. 計画の構成(関係図)	7

### 第2章 障がいのある人の現状等

2-1. 障がい者手帳所持者数	12
2-2. アンケート調査の実施概要、結果の要点	13
2-3. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標ごとの 達成状況	20

### 第3章 成果目標

3-1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
3-2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
3-3. 地域生活支援の充実	28
3-4. 福祉施設から一般就労への移行等	29
3-5. 障がいのある子への支援の提供体制の整備等	31
3-6. 相談支援体制の充実・強化等	33
3-7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の 構築	34

## 第4章 活動指標

4-1. 訪問系サービス .....	36
4-2. 日中活動系サービス .....	39
4-3. 居住系サービス .....	44
4-4. 相談支援 .....	47
4-5. 障害児通所支援、障害児相談支援等 .....	49
4-6. 発達障がいのある人等への支援 .....	52
4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	54
4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み .....	56
4-9. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み .....	57

## 第5章 地域生活支援事業

5-1. 必須事業 .....	59
5-2. 任意事業 .....	68

## 第6章 計画の推進

6-1. 計画の進行管理と評価 .....	73
6-2. 関係機関との連携 .....	73

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1. 計画策定の背景

---

わが国の障がい者施策は、障がいのある人および障がいのある子（以下「障がいのある人」）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も、すべての国民が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指し、さまざまな制度を整備してきました。

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みとして導入されたものです。

## 1-2. 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

---

「障害福祉計画」は、平成18年施行の障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」に改正）において、市町村にその策定が義務づけられ、「障害児福祉計画」は、平成30年の児童福祉法の改正において、市町村にその策定が義務づけられました。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）に即して、都道府県および市町村において策定するものとなっています。この指針は、障害者総合支援法および児童福祉法の趣旨ならびに障害者権利条約および障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえたものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援および障害児相談支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。都道府県の障害福祉計画および障害児福祉計画における障害福祉サービス等の量の見込みを定める区域として、障害保健福祉圏域が定められており、本市は、八千代市および鎌ヶ谷市の3市で構成する習志野圏域に属しています。

## 1-3. 習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画とは

---

「第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画」は、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の実績と、本市の障がいのある人の現状などを踏まえ、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保と、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく事業の円滑な実施について定めた計画として策定しました。

## 1-4. 計画の位置づけ

本市は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする「第5期習志野市障がい者基本計画」を策定しました。この計画は、障害者基本法に基づくものであり、本市の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画で、目指すべき将来像として「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」を掲げています。

「第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画」は、この「第5期習志野市障がい者基本計画」を具体化する計画（下位計画）として位置づけます。

## 1-5. 計画の期間

本計画の期間を、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中に計画の内容に大きく影響を及ぼす制度改正などがあった場合は、必要に応じて見直しを行うものとしします。

年度 根拠法	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者基本法	第5期習志野市障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）					
障害者 総合支援法	第7期習志野市障がい福祉計画			第8期習志野市障がい福祉計画 （予定）		
児童福祉法	第3期習志野市障がい児福祉計画			第4期習志野市障がい児福祉計画 （予定）		

## 1-6. 計画の基本方針等

### (1) 基本方針

本計画では、「第5期習志野市障がい者基本計画」で掲げる目指すべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」や基本指針に記載の基本的理念を踏まえ、次の7つの基本方針を掲げます。

#### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施など

障害福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等および障がいのある子へのサービスの充実を図り、障がい種別にかかわらず、障害福祉サービスを必要としている人が必要なサービスを利用できるよう、体制の整備を進めます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる人に、引き続き対象である旨の周知を図ります。

#### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援などを進めるため、地域生活支援拠点等の機能強化および基幹相談支援センターとの効果的な連携の確保を推進します。



#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実情を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### ⑤ 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、障害児通所施設や障害児相談支援などの地域支援体制の構築を図ります。また、ライフステージに沿って地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児通所支援の利用によって、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで地域社会への参加や社会的包容（以下「ソーシャルインクルージョン」）を進めます。加えて、日常生活を営むために医療を要する障がいのある子（以下「医療的ケア児」）が必要な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していきます。

#### ⑥ 障がい福祉の人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉のサービスが提供されるよう、その事業を実施する人材の確保・定着のため、さまざまな取り組みを実施していきます。

#### ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

## (2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては(1)の基本方針を踏まえ、次の点に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行います。

### ① 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 訪問系サービスの提供体制の充実
- イ 日中活動系サービスの提供体制の充実
- ウ 共同生活援助を実施する住居(以下「グループホーム」)などの充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- エ 福祉施設から一般就労への移行などの推進
- オ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人への支援体制の充実
- カ 依存症対策の推進

### ② 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 相談支援体制の充実・強化
- イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ウ 発達障がいのある人または発達障がいのある子(以下「発達障がいのある人」)およびその家族などへの支援
- エ 習志野市障がい者地域共生協議会(以下「地域共生協議会」)の活性化

### ③ 障がいのある子への支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 地域支援体制の構築
- イ 保育、教育、保健、医療、就労支援などの関係機関と連携した支援
- ウ 地域社会への参加、ソーシャルインクルージョンの推進
- エ 特別な支援が必要な障がいのある子への支援体制の整備
- オ 障害児相談支援の提供体制の確保

### (3) その他の自立支援給付および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援の円滑な実施を確保するために必要な事項等

自立支援給付および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援の円滑な実施を確保するために必要な事項として次の6点を掲げます。

① 障がいのある人への虐待の防止
② 意思決定支援の促進
③ 障がいのある人の文化芸術の活動支援による社会参加などの促進
④ 障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通の推進
⑤ 障がいを理由とする差別の解消の推進
⑥ 障害福祉サービスおよび障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修などの充実

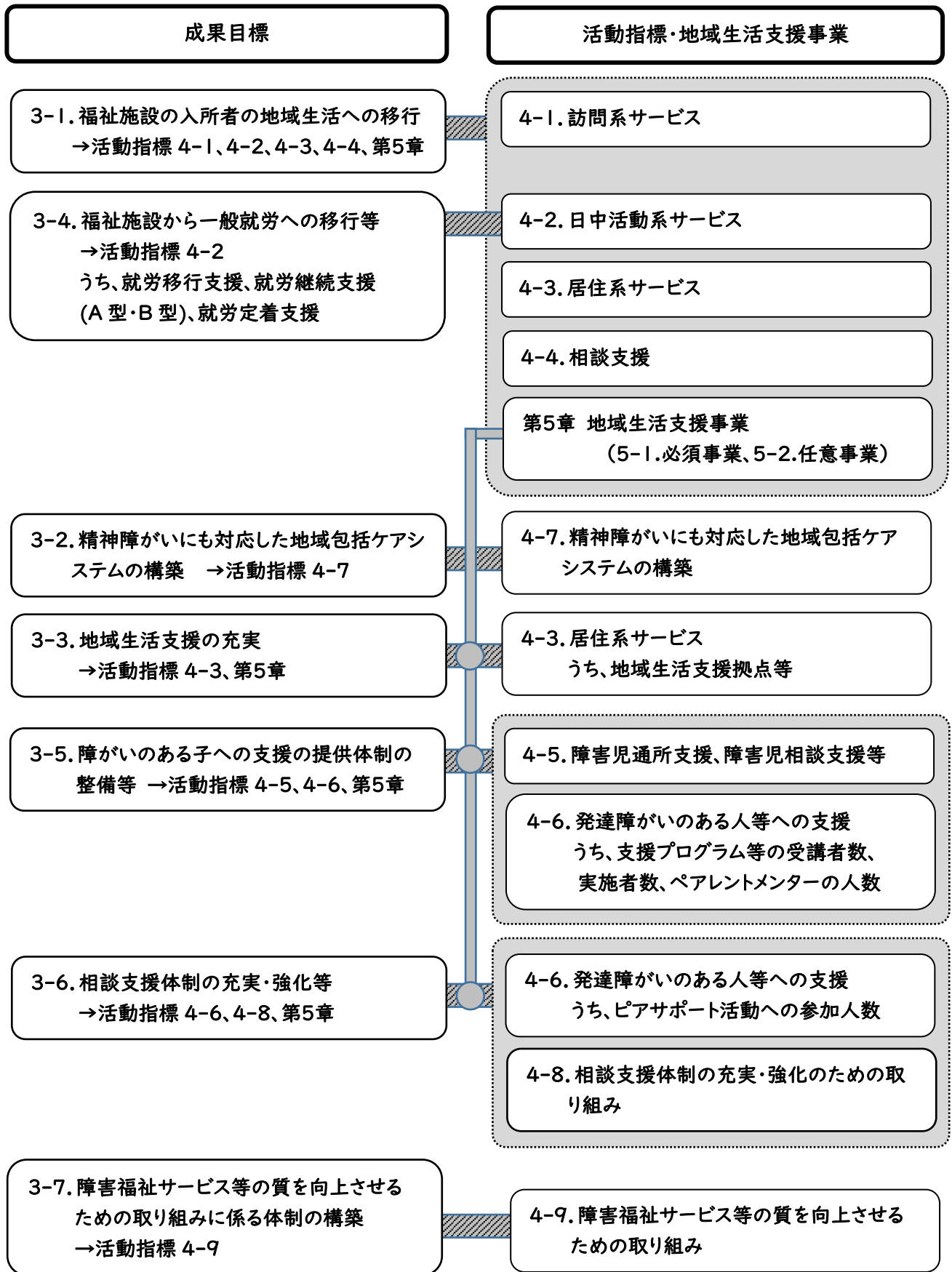
## 1-7. 計画の構成(関係図)

本計画は、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

また、成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量など(活動指標)を設定します。さらに、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業についても同様に、事業ごとの見込量などを設定します。

成果目標ならびに活動指標および地域生活支援事業の関係図は次のページのとおりです。

【成果目標ならびに活動指標および地域生活支援事業の関係図】



## 第4章 活動指標に記載している事業

<b>4-1. 訪問系サービス</b>
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
<b>4-2. 日中活動系サービス</b>
・生活介護 ・重度障がい者の生活介護(新設) ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労選択支援(新設) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所(福祉型・医療型) ・重度障がい者の短期入所(福祉型・医療型)(新設)
<b>4-3. 居住系サービス</b>
・自立生活援助 ・共同生活援助 ・重度障がい者の共同生活援助(新設) ・施設入所支援 ・地域生活支援拠点等
<b>4-4. 相談支援</b>
・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
<b>4-5. 障害児通所支援、障害児相談支援等</b>
・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児相談支援 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数
<b>4-6. 発達障がいのある人等への支援</b>
・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) および実施者数(支援者) ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
<b>4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>
・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 ・精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数 ・精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数 ・精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数 ・精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数 ・精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数(新設)

#### 4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
- ・地域共生協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(新設)

#### 4-9. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

### 第5章 地域生活支援事業に記載している事業

#### 5-1. 必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

#### 5-2. 任意事業

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 点字・声の広報等発行事業
- (4) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- (5) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

## 第2章 障がいのある人の現状等

## 2-1. 障がい者手帳所持者数

令和5年3月末日現在における本市の障がい者手帳所持者数は以下のとおりです。

### (1) 年齢区分別人数

年齢区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳未満	100人	312人	47人
18歳以上 65歳未満	1,157人	786人	1,469人
65歳以上	2,743人	42人	179人
合計	4,000人	1,140人	1,695人

※ 障がい重複している場合はそれぞれの区分に計上しています。

### (2) 身体障害者手帳障がい部位別、等級別人数

障がいの部位	人数	等級	人数
視覚障がい	267人	1級	1,360人
聴覚・平衡機能障がい	280人	2級	538人
音声・言語・ そしゃく機能障がい	61人	3級	611人
肢体不自由	1,892人	4級	1,067人
内部障がい	1,500人	5級	220人
合計	4,000人	6級	204人
		合計	4,000人

※ 障がい重複している場合はそれぞれの区分に計上しています。

### (3) 療育手帳障がい程度別人数

障がい程度	人数
Ⓐ、Aの1、Aの2	413人
Bの1	268人
Bの2	459人
合計	1,140人

### (4) 精神障害者保健福祉手帳等級別人数

等級	人数
1級	191人
2級	903人
3級	601人
合計	1,695人



## 2-2. アンケート調査の実施概要、結果の要点

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査の実施概要と結果の要点は以下のとおりです。

- (1) 「第5期習志野市障がい者基本計画」および「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、対象者を5つの区分に分け、障がい者施策に関する現状や課題、要望等についてアンケートを実施しました。

### ① 実施対象者

在宅の人(18歳以上)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および自立支援医療(精神通院医療)利用者のうち18歳以上の在宅の人	1,700件
施設や病院に入所・入院している人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、障がい者施設、介護保険施設、精神科病院等に入所・入院している人	150件
18歳未満の人と保護者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および自立支援医療(精神通院医療)利用者のうち18歳未満の人	401件
発達に懸念のある人または発達に関する制度を利用している人と保護者	発達障がい等の理由で、市内小中学校の特別支援学級または通級指導教室利用者および「ひまわり発達相談センター」利用者	296件
障がいのない人	手帳を持っていない20歳以上の市民	1,000件

### ② 実施期間

令和4年9月20日(火)～10月21日(金)

### ③ 調査票の回収結果

※ アンケート結果については、第5期習志野市障がい者基本計画を御参照ください。

在宅の人(18歳以上)	1,070件	62.9%
施設や病院に入所・入院している人	109件	72.7%
18歳未満の人と保護者	268件	66.8%
発達に懸念のある人または発達に関する制度を利用している人と保護者	104件	35.1%
障がいのない人	505件	50.5%
合計	2,056件	58.0%

(2) 障害福祉サービス等の現状と今後の方策についての意見を把握するために、アンケートを実施しました。

① 実施対象者

- ・指定特定相談支援事業所
- ・指定障害児相談支援事業所
- ・習志野市基幹相談支援センター

② 実施期間

令和5年7月25日(火)～令和5年8月21日(月)

③ 調査票の回収結果

調査票配布事業所数	回収数	回収率
13カ所	10カ所	76.9%

④ 現状と意見

障害福祉サービス名	現状と意見
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者の相談や利用が多い</li> <li>・人員不足等で希望する時間に利用が困難な場合がある</li> <li>・計画相談員とケアマネージャーの混在事業所を増やしてほしい</li> <li>・ケアマネージャーの計画相談員資格取得の促進を促す</li> </ul>
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数の不足</li> </ul>
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数の不足</li> <li>・重症心身障がい児、医療的ケア児の学校卒業後の日中の生活の場の不足</li> <li>・入浴希望があるが実施事業所が少ない(医療行為が必要な方は尚更ない)</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数、床数の不足</li> <li>・肢体不自由や医療的ケア児(者)の受入れ施設が少ない</li> <li>・幼児から学齢期の児童受入れ可能な事業所が市内にない</li> <li>・共生型サービスの推進</li> <li>・地域生活支援拠点等と併せ、様々な方策の検討</li> <li>・普段から外泊を練習できるような体制(施設)があると良い</li> </ul>

障害福祉 サービス名	現状と意見
施設入所支援	・事業所数、床数の不足
就労継続支援事業	・車いすの利用者が働ける環境が少ない
共同生活援助 (グループホーム)	・バリアフリー対応、医療連携・医療的ケア対応の施設が少ない
児童発達支援	・事業所によって支援に差がある ・重症心身障がい児、医療的ケア児の受入れ先が少ない
放課後等デイサービス	・重症心身障がい児、医療的ケア児の受入れ可能な事業所が少ない
地域移行支援	・事業所が市内に少ない
計画相談支援	・事業所数、相談支援専門員が児童、成人ともに不足 ・計画作成の必要性に応じて、セルフプランと計画相談に繋げるかの棲み分けが必要
移動支援事業	・事業所数、従事者の不足 ・ニーズが多く、週末の利用が困難 ・高齢者の訪問介護事業所への積極的な働きかけ
日中一時支援	・事業所数、従事者の不足 ・週末の利用が困難 ・大人になると、日中一時支援や移動支援でしか余暇、外出活動ができにくくなる ・朝から夕方(夜)まで対応可能な事業所がない
意思疎通支援	・視覚障がい者の代筆、代読について、介護保険では家事援助の中に組み込まれるが、実際には時間的制限があり対応できていない
成年後見制度 利用支援事業	・制度の周知、啓発

	意見
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、研修や交流会を開催してほしい</li> <li>・他事業所の相談支援専門員と繋がれることは大変ありがたく、勉強になる</li> <li>・複数の課題（障がい、高齢、貧困、子ども、DV など）を抱える人の支援をするときに、相談ができるようになった</li> <li>・緊急時の対応として、利用可能と思われる事業所の紹介や、グループホームの体験利用の検討、体験利用を受けてくれそうな事業所の紹介をしていただけて助かっている</li> </ul>
地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生協議会で引き続き検討</li> <li>・短期入所等が不足していると感じているため、緊急時に市内で受け入れ可能な事業所があると良い</li> </ul>
強度行動障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる事業所、人材の不足</li> <li>・地域の事業所が共同して負担を軽減していけるような体制の構築</li> <li>・強度行動障がいのある人が利用できる相談支援事業所があると良い</li> </ul>
高次脳機能障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような障がいなのか啓発活動が必要</li> <li>・支援の方法などの理解促進</li> <li>・介護保険（ケアマネジャー）とのサービスの情報提供等の連携</li> </ul>

(3) 難病患者等の現状と今後の方策についての意見を把握し、支援を明確化するために、アンケートを実施しました。

① 実施対象者

- ・難病相談支援センター
- ・千葉県難病団体連絡協議会

② 実施期間

難病相談支援センター：令和5年7月13日（木）～令和5年7月31日（月）

千葉県難病団体連絡協議会：令和5年7月13日（木）～令和5年7月24日（月）

③ 現状と意見

質問項目	現状
医療関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くに受診可能な医療機関がない</li> <li>・緊急時の対応に不安を感じる、対応が不十分</li> <li>・入院や外来での医療費の負担が大きい</li> </ul>
生活状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道がない、または、道幅が狭い道路に危険を感じる</li> <li>・周囲の視線が気になる</li> <li>・「買い物」や「公共交通機関の利用時」、「銀行や市役所等への各種手続きに行く際の付き添い」で、支援がない、または少ない</li> </ul>
就労状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員での雇用が少ない、または、難しい</li> <li>・体調に応じた勤務日数、勤務時間の選択肢がなく、働きにくさを感じている</li> <li>・病状に対して、職場（周囲）の理解が乏しい</li> <li>・就労可能な難病患者は障がい者手帳を所持していないため、障害者雇用ではなく、一般の健常者と同じ枠で就労しないといけない</li> </ul>
災害時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや病気等により必要な物品の手配や支給</li> <li>・人工呼吸器や吸引器を使用している人のための電源確保、蓄電池や発電機の準備が必要</li> </ul>

(4) 障がい者団体の活動内容の現状課題および障がい福祉サービスをはじめとする障がい施策への意見を把握するため、アンケートを実施しました。

① 実施対象者

市内各障がい者団体

② 実施期間

令和5年7月20日(木)～令和5年8月25日(金)

③ 調査票の回収結果

調査票配布団体数	回収数	回収率
9団体	6団体	66.7%

④ 現状と意見

【団体活動について】

新規メンバーの加入が少ない	5団体
メンバーに世代などの偏りがある	2団体
メンバーが仕事・家事などで忙しい	3団体
活動メンバーの専門性が不足している	4団体
役員のなり手がいない	4団体
会議や活動場所の確保に苦勞する	2団体
他団体と交流する機会が乏しい	2団体
活動がマンネリ化している	1団体
資金が不足している	2団体
活動に必要な情報が集まらない	1団体
情報発信する場や機会が乏しい	3団体
障がい者のニーズにあった活動ができていない	1団体

### 【良いと感じるサービス・支援について】

- ・「障がい福祉のしおり」や「習志野市障害福祉サービス事業所ハンドブック」は参考になる
- ・行動援護、短期入所、移動支援、日中一時支援について、十分活用でき有難い
- ・保育所等訪問支援事業は、保護者と子どもをフォローしていく仕組みであり良いと感じる

### 【不足していると感じるサービス・支援について】

- ・移動支援については、余暇活動が主な支援とされているが、通所や出勤等のほか利用期間の継続などを拡大してほしい
- ・親の高齢化に伴い移動手段がなくなった場合、本人が利用できる移動支援サービスが不足していると思う
- ・行動援護については、事業者への資格取得や研修等への支援策、助成策等を行い、支援できる事業所を増やしてほしい
- ・通所施設の不足
- ・グループホームは増えてきたが、重度化・高齢化・車いすなどの人が利用できる施設の不足
- ・訪問介護や移動支援について、緊急時対応可能な事業所を増やしてほしい
- ・土日の移動支援への対応をしてほしい
- ・複数のジャンル（運動、音楽、その他）の社会活動があると良い
- ・引きこもり当事者への訪問支援、居場所の要望

### 【障がい施策に関する要望等】

- ・災害時の避難所は、一旦近くの小学校などの避難所へ行き、それから福祉避難所の利用と聞いているが、災害時混んでいてパニック状態にならないか心配である
- ・悩みを誰かに聞いてもらいたい、誰かの話を聞いてみたいと思っている人たちが寄り合い語り合える場所の提供があると、一人で悩む状況から少しでも開放されるのではないかと思う
- ・歩道の整備をしてほしい
- ・障がい者に優しい共生社会への対応（障がい者理解と権利擁護）
- ・支援員の定着率が低いため、支援員の質の向上など定着率を高めるような支援をしてほしい
- ・まつりや講演会等のイベントにおいて、手話通訳の有無について記載してほしい

## 2-3. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標

### ごとの達成状況

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」で設定した成果目標ごとの達成状況は以下のとおりです。

なお、上記計画期間(令和3年度～令和5年度)は、新型コロナウイルス感染症の流行により、会議の開催や対面での支援が制限されるなどの影響がありました。

### 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
施設入所から地域生活への移行者数	8人	2人	2人
施設入所者数	105人	106人	107人

地域生活への移行者数と施設入所者数については、ともに目標値を達成できませんでした。



## 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数(1年あたり)	3回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(1回あたり)	38人	38人	36人
うち、保健関係者	1人	1人	1人
うち、医療関係者(精神科)	14人	3人	10人
うち、医療関係者(精神科以外)	2人	3人	1人
うち、福祉関係者	15人	18人	16人
うち、介護関係者	3人	12人	5人
うち、当事者または家族	3人	1人	3人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数(1年あたり)	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数(1月あたり)	5人	1人	2人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数(1月あたり)	3人	0人	0人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数(1月あたり)	78人	65人	92人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数(1月あたり)	9人	0人	1人

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数は目標値1年あたり3回の開催に対し、実績は各年1回でした。

精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数は目標値を達成することができました。

### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	設定した目標 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備	—	要綱制定 (令和5年4月整備)
地域共生協議会において 年1回以上運用状況を検証 および検討	実施	—	—

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた居住支援のための5つの機能である「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」を有する地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)を令和5年4月に整備しました。

障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めていきます。

### 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
就労移行支援事業等から一般就労への 移行者数	45人	31人	12人
うち、 <u>就労移行支援事業</u> から一般就労 への移行者数	39人	23人	11人
うち、 <u>就労継続支援(A型)事業</u> から 一般就労への移行者数	4人	4人	1人
うち、 <u>就労継続支援(B型)事業</u> から 一般就労への移行者数	2人	4人	0人
就労移行支援事業等から一般就労への 移行者数のうち、就労定着支援事業を利用 する者の割合	8割	6割5分	2割5分
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	8割	8割	8割

就労定着支援事業所ごとの就労定着率は目標値を達成することができました。

地域共生協議会において、就労系事業所等との意見交換会や情報交換会を実施し、企業での受け入れが進むよう、引き続き取り組んでいきます。

## 成果目標5 障がいのある子への支援の提供体制の整備等

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
児童発達支援センター設置数	1カ所	1カ所	1カ所
保育所等訪問支援の利用体制	体制の構築	3カ所	2カ所
主に重症心身障がい児*を支援する 児童発達支援事業所の確保	1カ所	1カ所	2カ所
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	1カ所	2カ所
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーター の配置	1人	0人	0人

※「重症心身障がい児」とは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。

児童発達支援センターとして「あじさい療育支援センター」を設置しています。「ひまわり発達相談センター」と連携することにより、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図っています。また、これら2つのセンターが地域における中核的な支援施設として障害児通所支援事業所などと緊密に連携し、重層的な障害児通所支援等の体制整備を推進しています。

## 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等(新規)

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
総合的、専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業所に対する訪問 などによる専門的な指導・助言件数	40件	5件	32件
地域の相談支援事業所の人材育成の 支援件数	10件	1件	4件
地域の相談機関との連携強化の取り 組みの実施回数	10回	1回	2回

地域における相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和3年6月に設置し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。

## 成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築(新規)

	設定した目標値 (令和5年度末)	実績 (令和3年度末)	実績 (令和4年度末)
障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への参加者数	7人	7人	8人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
事業所や関係自治体等と共有する体制 の有無	検討	検討	検討
実施回数	検討	—	—

千葉県が実施する各種研修等へ市職員が参加し、障がいのある人が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努めました。

システムによる審査結果の共有に関しては、引き続き近隣市の動向等を確認しながら検討していきます。

## 第3章 成果目標

障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）について、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の実績と本市の実情を踏まえ、次の事項を定めます。

①目標値または目標 ②目標達成に向けた取り組み

### 3-1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<関係する活動指標等>

- 4-1.訪問系サービス、4-2.日中活動系サービス、4-3.居住系サービス、  
4-4.相談支援、第5章地域生活支援事業

#### 【目標値】

基本指針は、令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する人数の目標値の設定についての考え方を示しています。本市では基本指針を踏まえ、目標値を以下のように設定します。

	目標値 (令和8年度末)	基本指針の考え方
施設入所から地域生活への移行者数	12人	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する
施設入所者数	99人	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

参考：令和4年度の実績

	実績(令和4年度末)
施設入所から地域生活への移行者数	2人
施設入所者数	107人

#### 【目標達成に向けた取り組み】

- ・居宅介護、共同生活援助、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実を図るとともに適切なケアマネジメントを行います。
- ・共同生活援助については、必要性を鑑みた事業所への働きかけを行っていきます。
- ・地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてソーシャルインクルージョンの理念の啓発に取り組めます。

## 3-2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<関係する活動指標>

### 4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針は、成果目標として令和8年度における以下3点の目標値の設定についての考え方を示しています。これらについては、いずれも都道府県が実施主体となっています。

#### 【県が実施主体の成果目標】

- ・精神障がいのある人の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上の長期入院患者数
- ・精神病床における早期退院率

本計画では、千葉県が設定した成果目標を達成するための活動指標を設定します。

#### 【市での活動指標】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数
- ・精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数(1月あたり)

➤ 成果目標の達成に向けた活動指標については、

4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(54ページ)  
をご確認ください。

#### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく安心して暮らしていくための、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

### 3-3. 地域生活支援の充実

---

<関係する活動指標等>

4-3. 居住系サービス、第5章地域生活支援事業

#### 【目標値】

基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標値を以下のように設定します。

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図る
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等との緊急時の連絡体制の構築
- ・地域共生協議会において年1回以上運用状況を検証および検討する

#### 【目標達成に向けた取り組み】

- ・地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)の5つの機能の充実のため、基幹相談支援センターおよび地域共生協議会において研修会や情報交換会を実施します。
- ・強度行動障がいを含む障がいのある人の状況やニーズを把握します。
- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所および計画相談支援事業所の相談支援専門員等や各障害福祉サービス事業所が、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等の構築を図ります。
- ・地域共生協議会において、年1回以上の検討・評価等を行います。

#### 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

#### 主な5つの機能

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり



### 3-4. 福祉施設から一般就労への移行等

<関係する活動指標>

4-2. 日中活動系サービス

#### 【目標値】

基本指針は、福祉施設を利用する障がいのある人のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業（以下「就労移行支援事業等」）を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人数の目標値の設定についての考え方を示しています。本市では基本指針を踏まえ、目標値を以下のように設定します。

	目標値 (令和8年度末)	基本指針の考え方
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	43人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする
うち、 <u>就労移行支援事業</u> から一般就労への移行者数	31人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上を基本とする
うち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所数	5割	全体の5割以上とすることを基本とする
うち、 <u>就労継続支援(A型)事業</u> から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目標とする
うち、 <u>就労継続支援(B型)事業</u> から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目標とする
就労移行支援事業等から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数	29人	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする
就労定着支援事業所ごとの就労定着率7割以上の事業所の割合	2割5分	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする

参考：令和3年度の実績

	実績 (令和3年度末)
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	31人
うち、 <u>就労移行支援事業</u> から一般就労への移行者数	23人
うち、 <u>就労継続支援(A型)事業</u> から一般就労への移行者数	4人
うち、 <u>就労継続支援(B型)事業</u> から一般就労への移行者数	4人
うち、就労定着支援事業を利用する者の数	20人

## 【目標達成に向けた取り組み】

障がいのある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立することが重要です。そのため本市では、以下7点の取り組みを実施していきます。

- ・障がいのある人の職場実習の受入れや、関係機関との連携強化、障がいのある人の雇用拡大と就労環境の向上に取り組みます。
- ・障がいのある人やその家族に向けて、就労定着支援の利用や「障害者就業・生活支援センター」の周知や活用を促すとともに、障がいのある人の能力が発揮できるように支援していきます。
- ・就労に向けた環境整備のため、民間企業を対象とした障がいを理解するための啓発活動のあり方を検討していきます。
- ・市内の就労系事業所を対象とした意見交換会において、一般就労に向けた情報提供などを行っていきます。
- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設への発注促進を通じて、安定的な支援に取り組みます。
- ・一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、支援の必要性に応じ、柔軟に対応していきます。
- ・「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」および「就労定着支援」については、地域における障がいのある人の就労支援に関する状況を把握し、特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と就労および職場定着までの一貫した支援、生活面の相談などについて、連携した取り組みを行っていきます。

## 3-5. 障がいのある子への支援の提供体制の整備等

---

<関係する活動指標等>

4-5. 障害児通所支援、障害児相談支援等

4-6. 発達障がいのある人等への支援、第5章地域生活支援事業

### 【目標値】

基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標値を以下のように設定します。

- ・児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいのある子の地域社会への参加、ソーシャルインクルージョンを推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を継続的に開催するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

### 【目標達成に向けた取り組み】

- ・児童発達支援センターとして「あじさい療育支援センター」を設置しています。「あじさい療育支援センター」と「ひまわり発達相談センター」とが連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対する専門的機能の強化を図っています。また、これら二つのセンターが地域における中核的な支援施設として障害児通所支援事業所などと緊密に連携し、重層的な障害児通所支援等の体制整備を推進しています。児童発達支援センターとしての、さらなる機能強化や支援体制整備については、地域の課題や支援に係る資源の状況を踏まえながら検討していきます。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所については、令和4年度末現在、児童発達支援事業所が2カ所、放課後等デイサービス事業所が2カ所確保されています。重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、支援体制の充実を図ります。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、地域共生協議会で実施していきます。
- ・医療的ケア児等コーディネーターについては、医療的ケア児等に関する総合的かつ包括的な支援の提供を行うため、役割内容も含め、千葉県が実施する、医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加した相談支援専門員などと協議を行いながら配置していきます。
- ・ライフサポートファイルの活用を推進を通じて、関係する機関の連携の強化を図ります。

#### 医療的ケア児等コーディネーター

専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児等の支援に関わる関係機関との連携を図り、本人の健康を維持しつつ生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整をするコーディネーター。

#### ライフサポートファイル

乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく適切な支援を受けられるように、子どもの成育歴や受けてきた支援内容などを記録し管理できるファイル。

## 3-6. 相談支援体制の充実・強化等

---

<関係する活動指標等>

4-6. 発達障がいのある人等への支援

4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み、第5章地域生活支援事業

### 【目標】

基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標を以下のように設定します。

- ・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターによる、地域の相談支援体制の強化を実施します。
- ・地域共生協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

➤成果目標の達成に向けた活動指標については、

4-6. 発達障がいのある人等への支援 (52ページ)

4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み (56ページ)

第5章地域生活支援事業 (58ページ)

をご確認ください。

## 3-7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<関係する活動指標>

4-9.障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

【目標】

基本指針を踏まえ、令和8年度末までの目標を以下のように設定します。

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修を活用する。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する。

➤成果目標の達成に向けた活動指標については、

4-9.障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み(57ページ)  
をご確認ください。

## 第4章 活動指標

成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量など(活動指標)について、基本指針では、都道府県が算定した令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、市の実情を踏まえて設定することとしています。

本市が千葉県から提示された基盤整備量は32人です。この基盤整備量と「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の実績と本市の実情を踏まえ、活動指標について、次の事項を定めます。

①事業の内容 ②実績と見込みまたは見込み ③見込量確保のための方策

## 4-1. 訪問系サービス

---

<関係する成果目標>

3-1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

【事業の内容】

### 居宅介護

居宅における介護(入浴・排せつ・食事など)、家事(調理・洗濯・掃除など)、生活などに関する相談と助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人で常時介護を要する人に、居宅における介護(入浴・排せつ・食事など)、家事(調理・洗濯・掃除など)、生活などに関する相談と助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある障がいのある人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ・食事の介護など、移動する際に必要な援助を行います。

### 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上に著しい困難を伴う障がいのある人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事の介護など、行動する際に必要な援助を行います。

### 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などを包括的に提供します。



【実績と見込み】

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	量の見込み	200人	201人	202人	232人	242人	252人
		実績	218人	214人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	1,838時間	1,851時間	1,863時間	2,013時間	2,065時間	2,118時間
		実績	2,021時間	1,914時間	—	—	—	—
重度訪問介護	利用者数	量の見込み	14人	16人	18人	20人	24人	28人
		実績	11人	14人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	3,430時間	3,920時間	4,410時間	3,748時間	4,189時間	4,683時間
		実績	2,718時間	3,000時間	—	—	—	—
同行援護	利用者数	量の見込み	41人	41人	41人	48人	48人	48人
		実績	47人	48人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	685時間	685時間	685時間	596時間	596時間	596時間
		実績	529時間	596時間	—	—	—	—
行動援護	利用者数	量の見込み	25人	27人	28人	20人	20人	20人
		実績	22人	20人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	268時間	289時間	300時間	339時間	362時間	388時間
		実績	287時間	296時間	—	—	—	—
重度障害者等包括支援	利用者数	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		実績	0時間	0時間	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・対象者への周知を通じて利用の拡大を図ります。
- ・重度訪問介護については、既存の事業所や新たに参入可能な事業所への働きかけを行っていきます。
- ・同行援護については、介護保険との連携とサービス利用の促進を図ります。
- ・重度障がいのある人の地域生活を継続していくため、現在のサービスの充実を進めるとともに、重度障害者等包括支援の利用のあり方について検討していきます。

## 4-2. 日中活動系サービス

---

<関係する成果目標>

- 3-1.福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 3-4.福祉施設から一般就労への移行等

【事業の内容】

### 生活介護、重度障がい者の生活介護

主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

### 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人や難病の人などの居宅を訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行います。

### 自立訓練（生活訓練）

知的障がいのある人または精神障がいのある人に一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行います。

### 就労選択支援

障がいのある人が、一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

### 就労移行支援

一般就労を希望する人に、定められた期間、生産活動など、一般就労に向けた活動の機会を提供することを通じて、就労に必要な知識と能力の向上を図ります。

就労を希望しているが、さまざまな要因から就労することが困難である人には、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介など、必要な支援を行います。

### 就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練など、必要な支援を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

### 就労定着支援

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整、相談支援を通じた生活面の課題を把握し、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人です。

## 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護と日常生活に係る支援を行います。

## 短期入所(福祉型・医療型)、重度障がい者の短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行います。利用者の状態などにより福祉型と医療型に分けられます。

### 【実績と見込み】

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	量の見込み	244人	252人	260人	283人	296人	296人
		実績	251人	260人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	4,563日	4,712日	4,862日	4,948日	5,113日	5,282日
		実績	4,514日	4,636日	—	—	—	—
生活介護のうち、「重度障がい者の生活介護」の利用者数		量の見込み	—	—	—	25人	27人	29人
		実績	13人	22人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、強度行動障がい		量の見込み	—	—	—	18人	19人	21人
		実績	8人	15人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、高次脳機能障がい		量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、医療的ケアを必要とする人		量の見込み	—	—	—	3人	3人	3人
		実績	1人	2人	—	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	量の見込み	4人	4人	4人	2人	2人	2人
		実績	1人	0人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	40日	40日	40日	24日	24日	24日
		実績	8日	0日	—	—	—	—

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	量の見込み	54人	56人	58人	37人	37人	37人
		実績	35人	37人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	324日	336日	348日	262日	262日	262日
		実績	200日	262日	—	—	—	—
就労選択 支援	利用者数	量の見込み	—	—	—		14人	14人
		実績	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	利用者数	量の見込み	124人	128人	132人	120人	120人	120人
		実績	114人	120人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	1,037日	1,070日	1,104日	1,057日	1,057日	1,057日
		実績	1,074日	1,057日	—	—	—	—
(A型) 就労継続支援	利用者数	量の見込み	71人	72人	73人	104人	113人	113人
		実績	90人	88人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	923日	936日	949日	1,721日	1,955日	1,955日
		実績	1,244日	1,333日	—	—	—	—
(B型) 就労継続支援	利用者数	量の見込み	293人	310人	327人	346人	367人	367人
		実績	291人	307人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	3,947日	4,176日	4,405日	4,252日	4,473日	4,473日
		実績	3,770日	3,843日	—	—	—	—
就労定着 支援	利用者数	量の見込み	47人	49人	51人	73人	73人	73人
		実績	69人	73人	—	—	—	—
療養介護	利用者数	量の見込み	17人	17人	17人	16人	16人	16人
		実績	16人	16人	—	—	—	—

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(福祉型) 短期入所	利用者数	量の見込み	139人	143人	147人	131人	131人	131人
		実績	68人	113人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	434日	446日	459日	618日	660日	704日
		実績	578日	543日	—	—	—	—
短期入所(福祉型)のうち、「重度障がい者の短期入所(福祉型)」の利用者数		量の見込み	—	—	—	15人	15人	15人
		実績	6人	15人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、強度行動障がい		量の見込み	—	—	—	12人	12人	12人
		実績	4人	11人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、高次脳機能障がい		量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、医療的ケアを必要とする人		量の見込み	—	—	—	2人	2人	2人
		実績	1人	1人	—	—	—	—
(医療型) 短期入所	利用者数	量の見込み	9人	10人	10人	8人	8人	8人
		実績	2人	6人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	40日	44日	44日	31日	31日	31日
		実績	13日	10日	—	—	—	—
短期入所(医療型)のうち、重度障がい者の短期入所(医療型)の利用者数		量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・生活介護、短期入所など、利用者の増加が見込まれるサービスについては、不足が生じないように必要に応じて、既存の事業所の定員増加を促します。また、新たに参入可能な事業所への働きかけを行っていきます。
- ・共生型生活介護や医療型短期入所について、事業所への働きかけを行うとともに、周知を図っていきます。
- ・就労系のサービスについては、利用者それぞれの実情に応じた事業所が利用されています。利用者のニーズに沿った事業所の選択が引き続きできるように支援し、事業の目的である一般就労や生産活動の機会の提供を促進していきます。また、地域共生協議会と協力し、障がいのある人の雇用継続、職場環境の改善など、総合的な就労支援を行っていきます。
- ・緊急時に短期入所を利用する際に施設職員が対応しやすいように、平常時から短期入所を利用するよう利用希望者への周知を図ります。

## 4-3. 居住系サービス

---

<関係する成果目標>

3-1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

3-3.地域生活支援の充実

【事業の内容】

### 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助、精神科病院などを利用していた障がいのある人で一人暮らしへの移行を希望する人や一人暮らしの継続に課題がある人を対象に、必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援を行います。

### 共同生活援助、重度障がい者の共同生活援助

主に夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護など、必要な日常生活上の援助を行います。

### 施設入所支援

主に夜間に入所している施設において、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などに関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

### 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくりの5つを柱としています。



【実績と見込み】

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	量の見込み	6人	8人	10人	2人	2人	2人
		実績	0人	1人	—	—	—	—
共同生活援助	利用者数	量の見込み	200人	228人	260人	288人	325人	325人
		実績	201人	226人	—	—	—	—
共同生活援助のうち、重度障がい者の共同生活援助の利用者数		量の見込み	—	—	—	7人	8人	8人
		実績	2人	5人	—	—	—	—
上記「共同生活援助」のうち、強度行動障がい		量の見込み	—	—	—	3人	3人	3人
		実績	0人	2人	—	—	—	—
上記「共同生活援助」のうち、高次脳機能障がい		量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「共同生活援助」のうち、医療的ケアを必要とする人		量の見込み	—	—	—	3人	3人	3人
		実績	1人	1人	—	—	—	—
施設入所支援	利用者数	量の見込み	107人	106人	105人	107人	107人	107人
		実績	106人	107人	—	—	—	—

➤地域生活支援拠点等については、  
 3-3.地域生活支援の充実(28ページ)  
 をご確認ください。

### 【見込量確保のための方策】

- ・入所施設や病院から単身で地域生活へ移行する障がいのある人の増加を見越し、障がいのある人が安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助を提供できる事業所の確保を図ります。
- ・共同生活援助については、必要な利用量が確保されるように、施設整備情報の把握と必要性に鑑み、既存の事業所や新たに参入可能な事業所への働きかけを行っていきます。また、地域共生協議会と協力し、支援の質の向上について検討を進めていきます。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、地域での受入れ体制の整備を進め、施設入所者の漸減<sup>ぜんげん</sup>を図ります。

## 4-4. 相談支援

---

<関係する成果目標>

### 3-1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【事業の内容】

##### 計画相談支援

障がいのある人の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時にサービス等利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行います。障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人全員が対象となります。

##### 地域移行支援

障害者支援施設※、精神科病院、児童福祉施設などを利用する18歳以上の障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

##### 地域定着支援

居宅において、単身で生活する人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などの相談や緊急訪問、緊急対応などを行います。

※ 障害者支援施設とは、施設入所支援と施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいいます。

【実績と見込み】

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	量の見込み	69人	74人	79人	73人	77人	80人
		実績	67人	67人	—	—	—	—
地域移行支援	利用者数	量の見込み	3人	4人	5人	3人	3人	3人
		実績	1人	2人	—	—	—	—
地域定着支援	利用者数	量の見込み	1人	2人	3人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—

【見込量確保のための方策】

- ・計画相談については、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の増加を図るため、事業所への働きかけ等のサービス提供体制の整備を図ります。
- ・地域移行支援については、施設入所者と入院中の精神障がいのある人の人数などを勘案して進めていきます。

## 4-5. 障害児通所支援、障害児相談支援等

---

<関係する成果目標>

3-5.障がいのある子への支援の提供体制の整備等

### 【事業の内容】

#### 児童発達支援

未就学の療育が必要な子（理学療法などの機能訓練等を必要とする子を含む）に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應できるよう、療育を通じて支援を行います。

#### 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子に対し、放課後または休業日における居場所の確保を図る観点から、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### 保育所等訪問支援

他の子どもとの集団生活に適應できるよう、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援などを行います。

- ①療育が必要な子への支援（集団生活適應のための訓練など）
- ②訪問先施設のスタッフへの支援（支援方法の指導など）

#### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などで、児童発達支援などの障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

#### 障害児相談支援

療育が必要な子と保護者の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時に障害児支援利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### 医療的ケア児等コーディネーター

専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児などの支援に関わる関係機関との連携を図り、本人の健康を維持しつつ生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う人のことです。

【実績と見込み】

(1月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児童数	量の見込み	210人	220人	230人	339人	358人	358人
		実績	272人	291人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	1,680日	1,760日	1,840日	2,179日	2,319日	2,319日
		実績	1,993日	1,864日	—	—	—	—
医療型児童発達支援	利用児童数	量の見込み	25人	30人	35人	児童発達支援に一元化		
		実績	15人	10人	—			
	利用量	量の見込み	100日	120日	140日			
		実績	44日	28日	—			
放課後等デイサービス	利用児童数	量の見込み	433人	453人	473人	629人	665人	665人
		実績	445人	530人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	4,763日	4,983日	5,203日	6,048日	6,491日	6,491日
		実績	4,760日	5,147日	—	—	—	—
保育所等訪問支援	利用児童数	量の見込み	2人	2人	2人	15人	15人	15人
		実績	6人	15人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	1日	1日	1日	8日	8日	8日
		実績	2日	8日	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	量の見込み	0人	1人	2人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	0日	5日	10日	5日	5日	5日
		実績	0日	0日	—	—	—	—
障害児 相談支援	利用児童数	量の見込み	39人	43人	46人	37人	38人	40人
		実績	35人	34人	—	—	—	—
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置人数	一年あたりの配置人数	量の見込み	0人	市内で1人	市内で1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・子どもの発達に悩みを抱える保護者のニーズに幅広く対応できるように「ひまわり発達相談センター」や学校などの関係機関と連携し、福祉サービスの周知を図ります。
- ・相談支援事業所と連携し、利用を希望する子およびその保護者が個々の状況や特性に合った事業所を利用できるよう支援します。
- ・医療的ケア児や重度の障がいがある子およびその保護者の置かれた状況の把握に努め、訪問型サービスの利用のあり方についても検討していきます。
- ・医療的ケア児等コーディネーター研修の受講者を増やし、総合的な支援体制の構築を図ります。
- ・障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所の増加を図るため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への働きかけ等のサービス提供体制の整備を図ります。

## 4-6. 発達障がいのある人等への支援

---

<関係する成果目標>

3-5.障がいのある子への支援の提供体制の整備等

3-6.相談支援体制の充実・強化等

【事業の内容】

### ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善を目指すとともに、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

### ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

### ペアレントメンター

メンターとは、「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいのある子を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性を伝えるサポートブックの作成、情報提供などを行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行います。

### ピアサポート

「ピア」とは、「仲間」「同輩」などと訳され、立場や境遇、経験などを共にする人たちを表す言葉です。「ピアサポート」とは、同じような立場や課題を経験してきたことを生かして、仲間同士が対等に支え合うことを表します。



【見込み】

(1年あたり)

	量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)および実施者数(支援者)	検討	検討	実施
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加者数	検討	検討	実施

【見込量確保のための方策】

「ひまわり発達相談センター」や「あじさい療育支援センター」等と連携し、保護者が孤立せずに支え合える地域を実現するための対策を検討し、実施していきます。

## 4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<関係する成果目標>

### 3-2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【事業の内容】

#### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく安心して暮らしていくための、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

#### 【見込み】

	量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 (1年あたり)	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (1回あたり)	38人	38人	38人
うち、保健関係者	1人	1人	1人
うち、医療関係者(精神科)	14人	14人	14人
うち、医療関係者(精神科以外)	2人	2人	2人
うち、福祉関係者	15人	15人	15人
うち、介護関係者	3人	3人	3人
うち、当事者または家族	3人	3人	3人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 (1年あたり)	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数 (1月あたり)	3人	3人	3人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数 (1月あたり)	118人	134人	134人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数 (1月あたり)	2人	2人	2人
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数 (1月あたり)	34人	34人	34人

### 【見込量確保のための方策】

- ・圏域連携コーディネーターや地域の医療、福祉関係機関と連携し、精神障がいのある人の現状把握を進め、引き続き地域で生活を送る中で考えられる複合的な課題に対応できる体制の整備を図ります。
- ・精神障がいのある人が利用している医療機関は広域にわたるため、医療機関や関係機関との連携のあり方について検討していきます。

## 4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

<関係する成果目標>

3-6. 相談支援体制の充実・強化等

【見込み】

(1年あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	見込み	実施	実施	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	量の見込み	35件	35件	35件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	量の見込み	5件	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	量の見込み	3回	3回	3回
地域共生協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(新設)	見込み	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターと連携して以下3点の取り組みを実施していきます。

- ・地域の相談支援体制の課題について検証を行い、相談支援専門員の専門性の向上を図ります。
- ・強度行動障がい、高次脳機能障がい、難病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症などに対応できる人材を育成し、支援体制の整備を図ります。
- ・制度をまたぐ複合的な課題に対応するため、高齢者、生活困窮者、児童など、各分野の専門機関との連携を強化していきます。

## 4-9. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

<関係する成果目標>

3-7.障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【見込み】

(1年あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加者数	量の見込み	9人	9人	9人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有				
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	見込み	検討	実施	実施
実施回数	量の見込み	検討	1回	1回

【見込量確保のための方策】

- ・障害者総合支援法の具体的内容を理解するために、市職員が都道府県の実施する各種研修に積極的に参加し、それをフィードバックすることで障がいのある人が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。
- ・システムの審査結果の共有に関する国の指針や近隣市の動向を確認しながら、方針を検討していきます。

## 第5章 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業は、市町村に実施が義務づけられている「必須事業」と、地域の実情に応じて実施する「任意事業」に分けられます。

それぞれの事業について、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の実績と本市の実情を踏まえ、次の事項を定めます。

①事業の内容 ②実績と見込み ③見込量確保のための方策

## 5-1. 必須事業

<関係する成果目標>

- 3-1.福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 3-3.地域生活支援の充実
- 3-5.障がいのある子への支援の提供体制の整備等
- 3-6.相談支援体制の充実・強化等

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### 【事業の内容】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図るために、市民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

#### 【実績と見込み】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	—	—	—	—

#### 【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある人への理解を深めるために、さまざまな啓発活動を工夫して実施していきます。
- ・「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」に基づき、手話、点字などによる情報保障やコミュニケーションの保障、手話の普及と理解の促進を図ります。
- ・事業の実施にあたっては、広報習志野などを活用し、市民への周知を図ります。

## (2) 自発的活動支援事業

### 【事業の内容】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援する事業です。

### 【実績と見込み】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・家庭と医療機関の往復以外に外出の場がないひきこもりの人や、長期入院からの退院後に外出の場を必要とする人を対象に当事者交流会を開催します。
- ・障がい者団体、当事者グループ等の活動について、広報啓発の支援などを行います。

## (3) 相談支援事業

### 【事業の内容】

障がいのある人が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な支援を行う事業です。以下の事業で構成されています。

#### ① 障害者相談支援事業・基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。また、障がいのある人への虐待防止や差別解消など、権利擁護のために必要な援助を行います。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行います。

#### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的職員を配置するなど、相談支援体制を強化する取り組みを行います。

#### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、入居支援などを行います。



【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 相談支援事業 (実施事業所数)	量の見込み	5カ所	5カ所	5カ所	12カ所	13カ所	14カ所
	実績	4カ所	10カ所	—	—	—	—
基幹相談支援 センター	見込み	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	実績	設置	設置	—	—	—	—
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	—	—	—	—
住宅入居等 支援事業 (居住サポート事業)	見込み (実人数)	実施	実施	実施	4人	4人	4人
	実績	実施	実施	—	—	—	—

【見込量確保のための方策】

- ・各障がい分野に専門性を有する相談支援事業所との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人を把握していきます。
- ・地域共生協議会と協力し、本市の相談支援体制全般にわたる検討を継続し、スキルアップを図ります。
- ・「ひまわり発達相談センター」や「あじさい療育支援センター」と連携し、支援が必要な子どもと保護者の相談支援の充実を図ります。
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)については、実態把握に努めていきます。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

### 【事業の内容】

障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	量の見込み	5人	5人	5人	14人	16人	18人
	実績	10人	10人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・親族による申立てが困難な障がいのある人に市長申立てによる成年後見制度の利用を促進するとともに、事業内容についての周知を図ります。
- ・制度の周知について、高齢者支援課と検討していきます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### 【事業の内容】

障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

### 【実績と見込み】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み	検討	検討	実施	実施	実施	実施
	実績	検討	検討	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

高齢者支援課と連携しながら実施していきます。

## (6) 意思疎通支援事業

### 【事業の内容】

障がいのある人の意思疎通の円滑化を図り社会参加を促進するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業など、意思疎通に係る支援を行う事業です。

### 【実績と見込み】

#### ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	量の見込み	42人	43人	44人	27人	29人	31人
	実績	26人	29人	—	—	—	—
延派遣件数	量の見込み	714件	731件	748件	432件	464件	496件
	実績	397件	344件	—	—	—	—

#### ②手話通訳者設置事業

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置者数	量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	実績	2人	2人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

市が派遣する手話通訳者、要約筆記者や千葉聴覚障害者センターと連携し、障がいのある人がより利用しやすい事業のあり方を検討していきます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### 【事業の内容】

障がいのある人の日常生活を支援するために、日常生活に必要な福祉用具（障がいのある人のために製作や改良、開発された物など）を給付または貸与する事業です。

### 【実績と見込み】

(延利用件数:1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練 支援用具	量の見込み	9件	10件	10件	8件	8件	8件
	実績	5件	8件	—	—	—	—
自立生活 支援用具	量の見込み	35件	36件	37件	27件	27件	27件
	実績	30件	26件	—	—	—	—
在宅療養等 支援用具	量の見込み	24件	26件	29件	12件	10件	9件
	実績	26件	15件	—	—	—	—
情報・意思疎通 支援用具	量の見込み	137件	142件	147件	147件	151件	156件
	実績	127件	138件	—	—	—	—
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	量の見込み	14件	15件	19件	1件	1件	1件
	実績	4件	1件	—	—	—	—
排泄管理 支援用具※	量の見込み	3,799件	3,981件	4,163件	1,320件	1,320件	1,320件
	実績	1,870件	1,320件	—	—	—	—

※ 1カ月分を1件としています。

### 【見込量確保のための方策】

- ・利用者が必要とする用具が提供できるよう、利用者の状況把握を行うとともに、給付対象用具の追加などの検討を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### 【事業の内容】

聴覚障がいのある人の自立した生活の支援のために、聴覚障がいのある人との交流の促進や支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する研修（2年間）を実施する事業です。

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実研修 修了者数	量の見込み	20人	14人	20人	15人	20人	15人
	実績	14人	12人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話奉仕員の確保を図ります。
- ・受講者が2年間（前期・後期）継続して受講できるよう、必要に応じて実施の仕方を工夫していきます。

## (9) 移動支援事業

### 【事業の内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加を支援するために、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、ヘルパーを派遣し、移動に必要な支援を行う事業です。

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	量の見込み	120人	120人	120人	120人	125人	130人
	実績	97人	113人	—	—	—	—
延利用時間数	量の見込み	10,200時間	10,200時間	10,200時間	9,000時間	9,375時間	9,750時間
	実績	7,021時間	8,896時間	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

広く事業の周知を図り、必要な利用量が確保されるよう、既存の事業所や新たに参入可能な事業所への働きかけを行っていきます。

## (10) 地域活動支援センター事業

### 【事業の内容】

障がいのある人の地域生活支援の促進を図るために、地域の実情に応じて「基礎的事業」と、基礎的事業を充実強化するための「機能強化事業」を実施する事業です。

区分	事業内容等	1日あたりの実利用者数
基礎的事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	特になし
機能強化事業	I型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいへの理解促進を図るための普及啓発などを行います。	おおむね 20 人以上
	II型 在宅の障がいのある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受けます。	おおむね 15 人以上
	III型 これまでの小規模作業所を想定した機能強化を図った事業所です。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件です。	おおむね 10 人以上

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内 実施事業所数	量の見込み	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	実績	2カ所	2カ所	—	—	—	—
市内事業所 実利用者数	量の見込み	138人	138人	138人	165人	164人	163人
	実績	141人	166人	—	—	—	—
市外 実施事業所数	量の見込み	15カ所	15カ所	15カ所	5カ所	5カ所	5カ所
	実績	5カ所 (利用実績)	3カ所 (利用実績)	—	—	—	—
市外事業所 実利用者数	量の見込み	9人	9人	9人	6人	6人	5人
	実績	30人	7人	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

事業所と連携を図りながら、利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備などを図ります。

## 5-2. 任意事業

<関係する成果目標>

- 3-1.福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 3-3.地域生活支援の充実
- 3-5.障がいのある子への支援の提供体制の整備等
- 3-6.相談支援体制の充実・強化等

### (1) 訪問入浴サービス事業

#### 【事業の内容】

障がいのある人の衛生的な生活を確保し、生活の質が向上するよう、家庭の浴槽での入浴が困難な障がいのある人に、専用浴槽を家庭に運び、入浴サービスを提供する事業です。

#### 【実績と見込み】

		(1年あたり)					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	量の見込み	22人	23人	24人	18人	18人	18人
	実績	17人	13人	—	—	—	—
延利用回数	量の見込み	1,342回	1,403回	1,464回	1,230回	1,230回	1,230回
	実績	1,084回	852回	—	—	—	—

#### 【見込量確保のための方策】

利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備などに努めます。



## (2) 日中一時支援事業

### 【事業の内容】

家族の就労支援や一時的な休息を確保するために、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや訓練などを行う事業です。

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	量の見込み	284人	284人	284人	231人	217人	205人
	実績	283人	261人	—	—	—	—
延利用回数	量の見込み	24,000回	24,000回	24,000回	21,947回	21,764回	21,583回
	実績	20,325回	22,317回	—	—	—	—

### 【見込量確保のための方策】

- ・利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備などに努めます。
- ・緊急一時的な宿泊を伴う日中一時支援の取り組みについては、既存の事業所や新たに参入可能な事業所への働きかけを行っていきます。

### (3) 点字・声の広報等発行事業

#### 【事業の内容】

文字による情報入手が困難な障がいのある人の社会参加の促進のために、点訳または音声訳などにより、市の広報など地域生活に必要な情報を定期的または適宜提供する事業です。

#### 【実績と見込み】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等 発行事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	—	—	—	—

#### 【見込量確保のための方策】

ボランティア団体や当事者団体と連携しながら、利便性の高い事業になるように配慮していきます。また、事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

### (4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

#### 【事業の内容】

障がいのある人の社会参加の促進のために、自動車の免許取得を必要とする場合や、自らが所有し運転する自動車の装置の一部を改造することが必要な場合に、その費用の一部を助成する事業です。

#### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許 取得助成事業 実利用者数	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	—	—	—	—
自動車 改造助成事業 実利用者数	量の見込み	3人	3人	3人	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	—	—	—	—

#### 【見込量確保のための方策】

事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

## (5) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

### 【事業の内容】

重度障がいのある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がいのある人に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある人の社会参加を促進することを目的として実施する事業です。

### 【実績と見込み】

(1年あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護 利用者の大学 修学支援事業 実利用者数	量の見込み	—	—	—	1人	1人	2人
	実績	—	—	1人	—	—	—

※重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を令和5年4月1日より開始しました。

### 【見込量確保のための方策】

事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

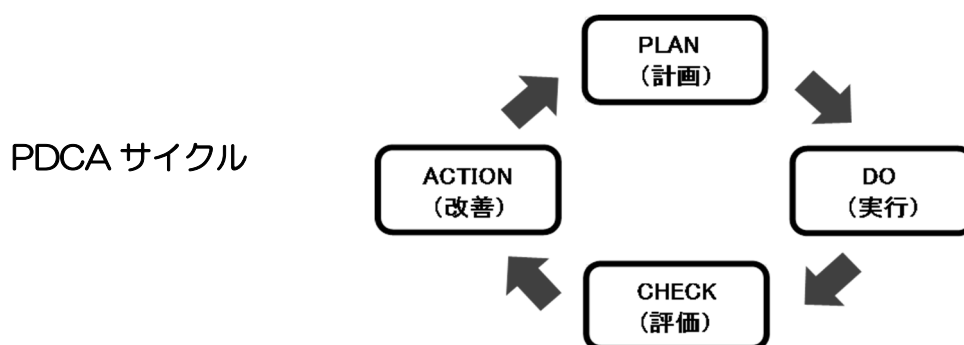
## 第6章 計画の推進

## 6-1. 計画の進行管理と評価

---

本計画の推進にあたっては、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ねていくことが必要です。本市では地域共生協議会などにおいて定期的に本計画の進捗状況を確認した上で分析・評価を行い、必要に応じて新たな施策の検討などを行っていきます。

また、分析・評価の結果、改善項目が極めて多い等、計画のあり方に大きな問題があると考えられる場合は、計画の見直しも含め検討していきます。



## 6-2. 関係機関との連携

---

本計画の円滑かつ確実な実施のため、地域共生協議会や各関係機関と連携し、障がい福祉の分野を超えた総合的な取り組みを実施していきます。



## 第7期習志野市障がい福祉計画 第3期習志野市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 習志野市  
編集 習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

〒275-8601

住 所：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号：047-451-1151（代）

F A X：047-453-9309

047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

e-mail：syogaifu@city.narashino.lg.jp

この計画書は、習志野市ホームページからダウンロードすることもできます。

(<https://www.city.narashino.lg.jp/>)